

第 1 8 号 議 案

令和 8 年 3 月 1 8 日

教育長専決事項に関する規程の一部改正について

教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、
教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

(別 紙)

教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令

教育長専決事項に関する規程（昭和57年教委訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「事務長以外の教職員」の次に「（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）」を加え、「その他の人事」を削り、同条第2号中「その他の人事」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年3月18日から施行する。

教育長専決事項に関する規程新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条・第1条の2 [略]</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 県費負担教職員のうち校長、教頭、総括事務長及び事務長以外の教職員_____の任免<u>その他の人事</u>について県教育委員会への内申に関すること。</p> <p>(2) 教育委員会の任免に係る職員のうち係長(相当職を含む。)以下の職員の任免<u>その他の人事</u>に関すること。</p>	<p>第1条・第1条の2 [略]</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 県費負担教職員のうち校長、教頭、総括事務長及び事務長以外の教職員<u>(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)</u>の任免_____について県教育委員会への内申に関すること。</p> <p>(2) 教育委員会の任免に係る職員のうち係長(相当職を含む。)以下の職員の任免_____に関すること。</p>